

# 株式会社オリコフオレントインシュア

## 次世代法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 2026年4月1日～2030年3月31日までの4年間

2. 内容

【目標1】男性従業員の育児休業取得率100%を維持し、長期休業の取得がしやすい環境整備を行う

〈取組内容〉

2026年4月1日～

- ・子が生まれる予定の社員へ育児休業制度の個別周知
- ・従業員が取得しやすいよう上長へ育児休業制度の資料提供及びサポートの要請
- ・社内イントラネットへ制度概要の資料掲載

【目標2】年次有給休暇取得率70%以上を維持する

〈取組内容〉

2026年4月1日～

- ・ワークライフバランスに関する意識啓発
- ・仕事と家庭の両立がしやすい職場の風土づくり
- ・年次有給休暇の取得状況の定期確認、上長報告

【目標3】フルタイム労働者一人当たりの法定時間外・法定休日労働を各月合計10時間未満とする。

〈取組内容〉

2026年4月1日～

- ・毎月の労働時間状況を集計、上長報告
- ・業務内容の見直し、業務効率化などの取組実施

### 3. 我が社の両立支援の取組(現在実施中又は実施していた取組・実績など)

一般事業主行動計画に沿って実施中

#### <育児休業取得実績>

2017年度 15名取得

2018年度 11名取得

2019年度 9名取得

2020年度 17名取得

2021年度 12名取得

2022年度 17名取得

2023年度 14名取得

2024年度 24名取得

#### <2020年4月\_\_早期復職手当の新設>

1歳6ヶ月未満の子を養育し要件に該当する社員に、対象となる子ひとりあたり月額30,000円を支給する。

#### <2020年4月\_\_男性の育児休業取得促進に係る規程改訂>

子の誕生日から8週間以内に取得した育児休業に限り、育児休業期間のうち5日間までの給与を有給とし、賞与から控除しないこととする。

#### <2023年4月\_\_育児短時間勤務制度に係る規程改訂>

育児における勤務時間に関する措置の見直し、対象者の範囲を拡大する(小学校4年生の始期に達するまでから、中学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に拡大)

#### <仕事と子育ての両立支援の一環とした取り組み>

##### ・2022年10月\_\_子育て中の女性社員を対象とする座談会

当年度復職した子育て中の社員を対象。社員同士の交流や子育てと仕事の両立に関する情報交換の場として実施。

##### ・2023年より毎年2・3月に実施\_\_復職者交流会

育児休業から復職を控える社員を対象。復職準備・社員同士の交流を目的として実施。

##### ・2023年3月\_\_復職受入部署マネージャー向け説明会

当社での育児に関する制度や復職者の不安等に理解を深め、復職者受け入れ準備として実施。

##### ・2025年3月\_\_復職受入部署マネージャー向け資料配布

当社での仕事と育児に関して、復職者受入前にマネージャーが理解を深めることを目的とし、育児と仕事の両立支援制度概要をまとめた資料を作成・配布。